

平 21 全経外第 26 号

平成 21 年 10 月 5 日

企業会計基準委員会 御中

全 国 銀 行 協 会

「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」に対する意見について

今般、標記論点整理に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【論点 1】公正価値の概念[論点 1 - 1] 公正価値の定義<論点 1 - 1 - 5> ビッド・アスク・スプレッド

ビッドとアスクとの間の「公正価値を最も表している価格」を報告企業が判断する方向性に違和感はないが、「実務上の簡便法として仲値などの値付け慣行の使用を妨げない」ことについて明文化すべきである。

加えて、ビッドとアスクのスプレッドが観察可能でない場合については、「企業が当該スプレッドを見積るためにあらゆる努力をする必要はない」ことも明文化すべきである。

(理由)

例えば、デリバティブのように資産・負債を一体としてポジション管理を行う取引について、資産はビッド、負債はアスクで公正価値を評価する場合、資産・負債間で本来は消えているはずのポジションが現れることとなり、不合理である。

また、ビッド・アスク・スプレッドが大きく乖離する状況が発生するのは、往々にして、流動性が枯渇し、秩序ある取引と言えない状況となった場合であり、当該スプレッドを加えた価格(時価)は「公正価値」と言えないことが多い。

さらに、ビッド・アスク・スプレッドの定点観測は可能であるが、ヒストリカルな蓄積には不向きであり、そもそも蓄積しようとするれば取引が活発な商品であっても大きな負担となる。加えて、ビッド・アスク・スプレッドが観察可能でない場合には、取引自体が活発でないことが想定され、そのような場合にまで当該スプレッドの見積り(把握)を求められることを回避するために、不要な旨の明文化は必要である。

[論点 1 - 3] 資産又は負債に固有の属性

< 論点 1 - 3 - 1 > 資産の売却や使用に関する制限及び取引費用等の取扱い

特定の資産または負債について、当該資産または負債に固有の属性を公正価値評価に含めるというアプローチは妥当でないため、公正価値測定に一律に固有の属性の考慮を求めることには慎重であるべきである。

例えば、「業務提携が解消された場合に転売可能」なものや、「法制度・規制の変更があったときに転売可能」なものなど、経済的な価値の評価に適さない等の理由から公正価値評価に反映できないものには、当該制限を公正価値評価に織り込まないことも認められるべきである。

(理由)

公正価値を測定するに際して、市場参加者の観点から、資産の売却や使用に関する制限等の固有の属性を考慮すべきであるという趣旨は、一般論として否定すべきものではない。

しかし、戦略的なリレーションのもとで取得し、長期保有を行うことが前提である非上場株式のように、「出口価格」の観点から公正価値測定を行うことが妥当ではない資産または負債が存在すると考えられ、「公正価値の概念を出口価格に統一することは、特定の資産又は負債の測定に入口価格を用いることを否定するものではない」との方向性が示されていることとも整合的である。したがって、上述のような特定の資産または負債に、譲渡制限等の固有の属性を一律に含めることは、必ずしも公正価値を表しているとは言えないと思われる。

また、このような場合、当該制限のない比較可能な資産は通常存在しないと考えられ、売却に関する制限を考慮した公正価値評価を合理的に行うことは非常に困難であるため、こうした事情は財務諸表の比較可能性を損なうことにもつながると思われる。

【論点 2】公正価値の測定方法

[論点 2 - 1] 公正価値のヒエラルキー

「秩序ある取引か否かの判断基準」、「公表価格以外の観察可能なインプット」と「市場参加者が用いる仮定に関して報告企業自身の見積りを反映したインプット」との使い分け等を含め、レベル 1 から 3 の区分をより明確化していただきたい。

(理由)

財務諸表の正確性の確保、比較可能性の向上、実務負担の軽減につながると考えられる。

レベル2の具体的なインプットを適用するに当たって、インプットごとの優先順位付けはあるのか確認したい。

[論点 2 - 2] 市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定

< 論点 2 - 2 - 1 > 市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定

インプットのレベル分けについては具体的な判断基準が明確化されるべきである。特に以下2点について、各金融商品の性質、取引慣行および実務対応の可能性を踏まえて、具体的な事例を含むガイダンスの発行が望まれる。

レベル1か2を判定する際、活発な市場であるか否かの判定を、どのような情報にもとづきどのように行うか。

レベル2か3を判定する際、レベル3インプット（市場で観察不能なインプット）が重要か否かをどのような情報にもとづきどのように判定するか。

（理由）

活発な市場か否かを判断するためには、各種金融商品の取引量に関する情報が入手可能でなければならないが、金融資産・負債の種類によっては会社により入手可能な情報が異なるケースや限定されるケースも想定される。

企業間の比較可能性にも配慮し、必要な情報（当該金融商品の取引量、取引頻度、取引所の規模など）や判定方法について、具体的なガイドラインの提示が望まれる。

また、レベル3インプットが重要か否かは、同インプットが当該金融商品の公正価値に与える影響の程度によって判定されるものと思われる。この判定には、公正価値に占める当該インプットの影響額の割合や、インプットが変動した場合の感応度分析など複数の方法が考えられるが、方法次第で同一金融商品のレベル判定は異なり得ることから、判断基準、判定方法について一定の目線が示されることが望まれる。

【 論点 3 】 公正価値測定の開示

公正価値のヒエラルキー別の開示については、開示項目ごとに、財務諸表作成者の負担と財務諸表利用者の有用性のバランス（コスト・ベネフィット）を考慮し、実務負担が過度に大きくならない開示方法を工夫して必要最低限の開示に止めるとともに、開示の具体例を示していただきたい。

（理由）

論点整理では、インプットのレベルに応じた公正価値の優先順位であるヒエラルキーについて取りあげており、国際的な会計基準の取扱いを踏まえ、わが国においても当該ヒエラルキーを導入し、ヒエラルキー別の開示も行う方向で検討してはどうかとの提案がなされている。しかし、論点整理でも指摘がある

とおり、ヒエラルキーのレベル分けは実務上の負担が大きく、開示情報によっては、財務諸表利用者にとって有用な開示であるとはいえない可能性もある。

貸借対照表等においては公正価値で測定されないが、公正価値が注記される資産および負債について、ヒエラルキー別の開示を求めることには反対する。

加えて、レベル3における購入、売却、発行および決済額については、純額での開示を強く要望する。

(理由)

公正価値が注記される資産および負債にまでヒエラルキー別の開示を拡大すると、預金・貸出金が当該開示の対象となる。わが国において、預金・貸出金については、一般に売買市場が存在せず、公正価値測定のインプットが市場では観測不能であるため、レベル分けを行うとすれば、ほぼ全額がレベル3にならざるを得ない。金融機関にとって、預金・貸出金のキャッシュ・フローを総額で把握すること(レベル3の対応)は、極めて過大な負担を伴うものであって現実的ではないとともに、主要勘定科目のほぼ全てがレベル3に区分されることは、会計基準が本来想定していることと異なると考えられる。以上のことから、開示対象を拡大することは、作成者側に過大な負担となるだけでなく、情報としての価値も極めて乏しいと思われる。

新基準の検討に当たっては、実行可能性についての十分な事前調査を行うべきである。

(理由)

本基準の導入には相当の負担が発生することが想定されることから、開示計数作成のためのインフラの整備状況にも配慮し、十分な準備期間を確保するとともに、適用対象資産・負債別の段階的な適用を検討すべきである。

段階的導入は、例えば、第1段階：継続的に時価で貸借対照表に計上している金融資産・負債、第2段階：非継続的に時価で貸借対照表に計上している金融資産・負債、第3段階：その他の資産・負債に対して順次、適用していくことが考えられる。

以上